

／気を付けて！

# 悪質業者は 若者を狙っています！



インターネットやSNSなど、相手の顔が見えない情報があふれるなかで、社会経験の少ない若者が安易に契約し、また利用する過程で思わぬトラブルに巻き込まれてしまうケースが増えています。そこで、若者に多い「消費者被害」について、悪質商法の手口やよくあるトラブル事例を紹介します。

## 事例1 タレント・モデルなどの契約トラブルに注意！



ネット広告をみて声優のアルバイトに応募し、所属契約をした。後日、ボイスドラマ用のボイスサンプルを収録したが、審査に落ちた。しかし、「やる気があるなら新人枠で推薦する」といわれ、お願いしたところ「条件付きで新人枠に入れた」とプロデューサーを名乗る人から電話があり、スタジオに向いた。

ところが、約8万円でレッスンを受けることが出演の条件であり、親に反対されたので断ると罵倒された。所属契約を解除したい。

### ひとことアドバイス

- 芸能人にあこがれる気持ちに付け込まれ、「あなたは向いている」「審査は不合格だが才能がある」などの甘い言葉で芸能事務所の所属契約をすすめられることがあります。その場で契約せず、具体的な活動内容やサポート体制などの契約内容を確認しましょう。
- クレジット契約や借金をしてでも有料のレッスンの受講をすすめる事業者もありますが、必ず仕事や報酬につながるわけではありません。家族や周囲の人に相談するなど、冷静に判断しましょう。

## 事例2 18歳から大人！ クレジットカードの使い方を考えよう！！



クレジットカードを複数枚使ってオンラインゲームの課金を繰り返し、すべてのカードを限度額まで使った。請求書が届いたが返済ができず放置していたら、督促状が届いた。お金がなく支払えない。どうしたらいいか。

### ひとことアドバイス

- 18歳になると、親権者等の同意なくクレジットカードを申し込むことができます。トラブルにあわないためにも、クレジットカードの仕組みや支払方法をしっかり理解しましょう。
- クレジットカードは消費者の信用に基づいて発行されるため、支払いができず延滞すると、将来、住宅や自動車のローンなどが組めなくなる恐れがあります。支払計画を立てて利用しましょう。
- 「分割払い」「リボルビング払い(リボ払い)」は手数料が発生します。特にリボ払いは毎月の支払いが一定になる仕組みですが、残高に対して手数料が発生するため、支払いがなかなか終わらない恐れがあり、注意が必要です。
- 不正利用を防ぐため暗証番号は他人に推測されない番号に設定しましょう。また、クレジットカードは他人に貸したりせず、適切に管理し、利用明細も必ず確認しましょう。

消費生活に関する困りごと、お気軽にご相談ください。皆さんと一緒に考え、解決のためのお手伝いをします。

城里町消費生活センター  
☎029-288-3111 (内線226)

場所 城里町役場本庁舎 2階(まちづくり戦略課内)  
相談日 毎週月・水・金曜日  
時間 午前9時～午後4時